

水道契約の変更手続き方法について

変更日の2開庁日前までにお手続きが必要です。FAX、郵送でのお手続きの場合はお時間を要しますのでお早目に御提出ください。

入居・退去

<必要なもの>

- 水道使用者等変更届出書
- 届出者の認印（会社が届出者の場合は会社印）

<届出できる人>

- 本人、同居人、親族、家主、管理会社
（上記以外の方が届出される場合は委任状を添付してください）

所有者変更

<必要なもの>

- 水道使用者等変更届出書
 - 届出者の認印（会社が届出者の場合は会社印）
- ※親族間での承継以外の場合は、売買契約書または登記事項証明書の写し

<届出できる人>

- 本人、親族
（上記以外の方が届出される場合は委任状を添付してください）

送付先変更

<必要なもの>

- 水道使用者等変更届出書
- 届出者の認印（会社が届出者の場合は会社印）

<届出できる人>

- 本人、親族
（上記以外の方が届出される場合は委任状を添付してください）

閉栓

<必要なもの>

- 水道使用者等変更届出書
- 届出者の認印（会社が届出者の場合は会社印）
- 閉栓工事費（2,000円＋消費税）

<届出できる人>

- 本人（本人以外の方が届出される場合は委任状を添付してください）

<注意事項>

- ※閉栓すると、水道は使用できなくなり、再開する場合には工事費用や手数料等が発生しますので御注意ください。
※閉栓工事費を納付確認した後でなければ閉栓できません。FAX、郵送によりお手続きされる場合はお早目に御連絡ください。

その他

- 借家の場合、入居者様が退去手続きをされると、使用者名義は所有者（管理者）様に自動的に戻ります。
- 水道利用がない期間についても、基本料金は発生します（下水道は休止手続きをすると水道利用がない月は料金が発生しません）。
- 下水道御利用の場合、上記の届出により、併せて下水道の内容も変更されます（下水道の休止・再開は別途届出が必要です）。

上水道の御利用にあたって

＜水道契約の定型約款について＞

松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。内容については、松前町ホームページを御覧いただくか上下水道課窓口にて御依頼ください。

＜水道メーターの検針について＞

検針員が毎月20日前後(17日～23日)に検針にお伺いします。検針は特にお断りなく敷地に入りメーターを確認させていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、メーターボックス付近に物を置いたり犬をつながないようにお願いします。

＜漏水のおそれがある場合＞

給水装置は所有者様・使用者様自身で適切に管理していただくものとなります。漏水があった場合も、その水量が所有者様・使用者様へ請求されることとなりますので、漏水の可能性のある場合は、至急、松前町指定給水工事業業者又は修理センター(089-984-6569)へ修理を依頼してください。

なお、修理内容によっては軽減措置が適用される場合がありますので、詳細は上下水道課業務係までお問い合わせください。

(賃貸の場合は、まずは所有者様や管理会社様へ御確認ください。)

＜料金のお支払い開始時期＞

契約開始日の翌月に検針を開始し、翌々月に請求が開始されます。ただし、1日が契約開始日の場合は、同月中に検針を開始し、翌月に請求が開始されます。

＜料金支払い方法＞

①納付書での納付か、②口座振替のいずれかの方法でお支払いください。口座振替を御希望の場合は届出が必要です。上下水道課まで御連絡ください。口座振替のお手続きをされていない方には、毎月20日前後に納付書をお送りしますので、金融機関やコンビニでお支払いください。

下水道を使用されている場合は、水道料金と併せて使用料を請求させていただいておりますので、予め御了承ください。

＜契約内容を変更・解約・閉栓される場合＞

変更される2開庁日前までに上下水道課までお届出ください。なお、解約の届出が遅れますと、その後も料金がかかり続けてしまいますので御注意ください。

なお、料金の精算については、解約又は閉栓時に検針し、翌月に精算となります。支払い方法は、それまでと同様に納付書又は口座振替でのお支払いとなります。

＜料金の滞納について＞

お支払いが滞りますと、給水停止や強制執行(差押えなど)を実施することとなります。必ず納付期限までにお支払いいただきますよう御注意願います。